

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 25日

宇都宮市長 佐藤 栄一 殿

提出者

住 所 栃木県宇都宮市竹下町1459-3
氏 名 有限会社 荒井重車輌
代表取締役社長 荒井 政男
電話番号 028-667-4333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	有限会社 荒井重車輌
事 業 場 の 所 在 地	栃木県宇都宮市竹下町1459-3
計 画 期 間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	はつり、解体工事業[0796] 産業廃棄物収集運搬業[8821]
② 事 業 の 規 模	197, 154, 000円
③ 従 業 員 数	16人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（6年度）実績】	
産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
排出量	別紙3のとおり t
① 現状	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり
【目標】	
産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
排出量	別紙3のとおり t
② 計画	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり			

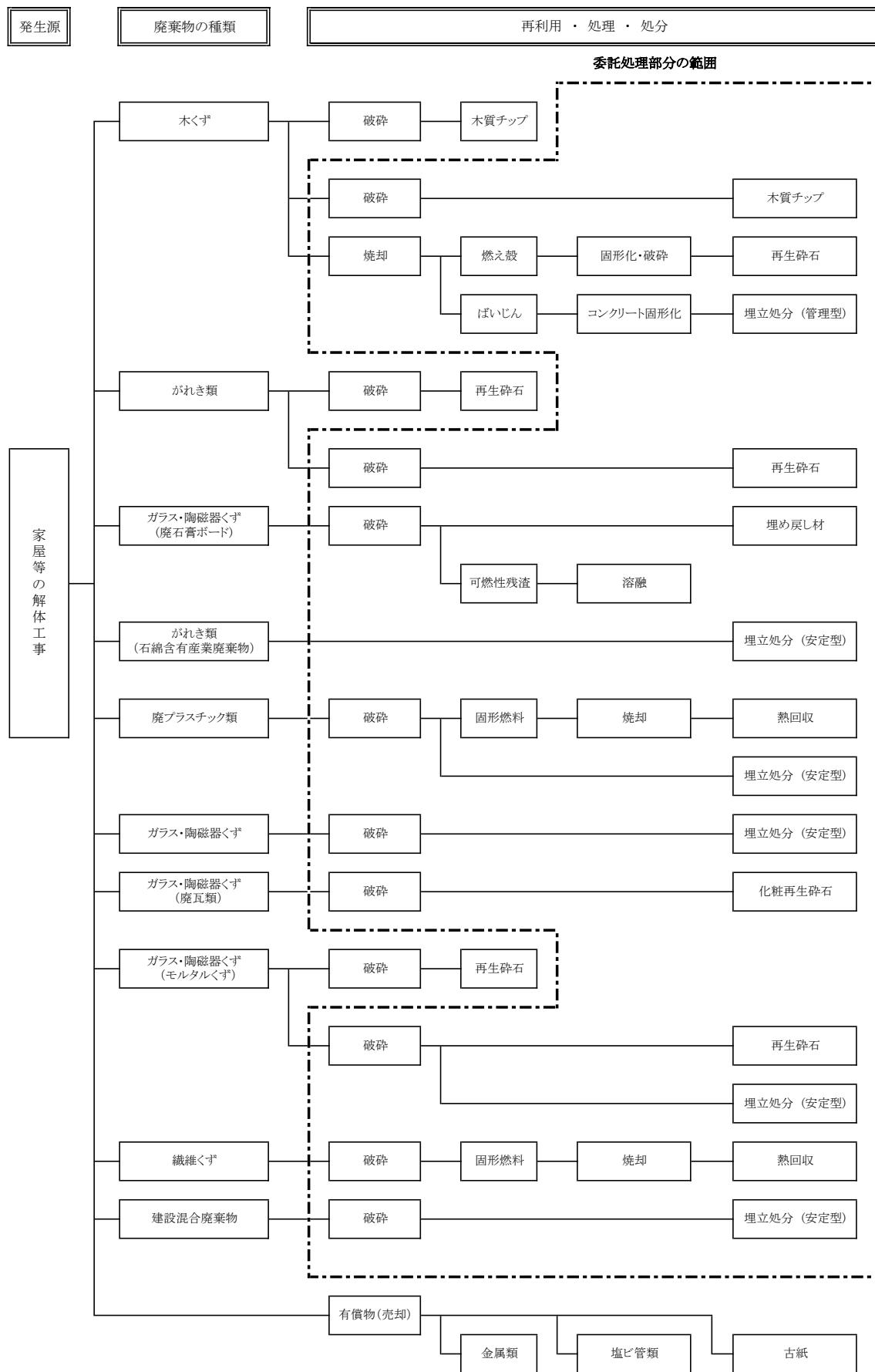
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3のとおり	t
(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

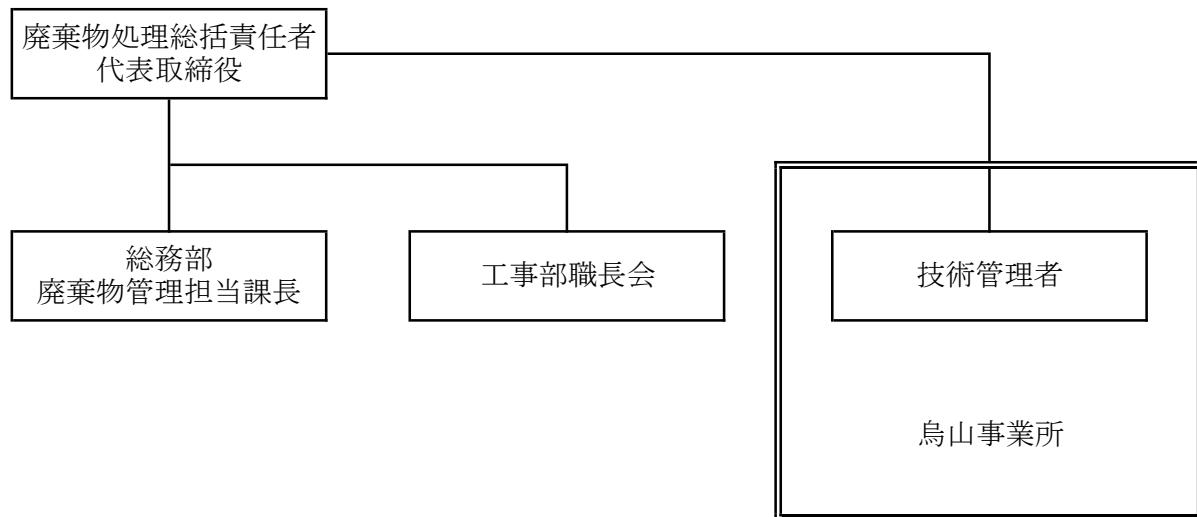
別紙 1

廃棄物処理フロー図(現状)



＜産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項＞
管理体制図

廃棄物管理組織表



名 称	業 務 内 容
廃棄物処理総括責任者	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理方針の策定 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当課長	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画の作成 <input type="checkbox"/> 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 <input type="checkbox"/> 処理業者、再生利用業者の調査、選定 <input type="checkbox"/> 委託契約の締結 <input type="checkbox"/> (特別)産業廃棄物管理票の交付・管理 <input type="checkbox"/> 監督官庁への各種報告 <input type="checkbox"/> 従事者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> その他に関係する事項
工事部職長会	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進 計画的な廃棄物の管理を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 工事課長 ・委員 職長
技術管理者	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理に関する技術上の業務 <input type="checkbox"/> 従事者の管理・監督 <input type="checkbox"/> 保全管理

令和6年度実績値及び令和7年度目標値

	木くず		がれき類		がれき類 (石綿含有産業廃棄物)		廃プラスチック類		ガラス・陶磁器くず		繊維くず		建設混合廃棄物	
	実績[t] (R6年度)	目標[t] (R7年度)	実績[t] (R6年度)	目標[t] (R7年度)	実績[t] (R6年度)	目標[t] (R7年度)	実績[t] (R6年度)	目標[t] (R7年度)	実績[t] (R6年度)	目標[t] (R7年度)	実績[t] (R6年度)	目標[t] (R7年度)	実績[t] (R6年度)	目標[t] (R7年度)
排出量	1,220	1,660	2,637	10,000	56	60	81	100	626	550	67	40	49	0
自己再生利用量	1,165	1,500	1,200	1,000	0	0	0	0	30	50	0	0	0	0
自己熱回収量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己中間処理減量化量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己埋立処分又は 海洋投入処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全処理委託量	40	160	1,437	9,000	56	60	81	100	596	500	67	40	49	0
優良認定処理業者への 処理委託量	15	0	34	1,000	0	0	11	10	0	0	6	10	0	0
再生利用業者への処理 委託量	0	160	1,363	8,000	0	0	0	0	544	450	0	0	0	0
認定熱回収業者への処 理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	64	90	0	0	67	30	0	0

別紙 4

＜産業廃棄物の排出の抑制に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
木くず	木材を破碎し木質チップとして売却した。	木材を破碎し木質チップとして売却する。
がれき類	コンクリート塊・アスコン塊を篩い再生碎石として利用した。	コンクリート塊・アスコン塊を篩い再生碎石として利用する。
がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	—	—
廃プラスチック類	塩ビ管類を手選別し、売却した。	塩ビ管類を手選別し、売却する。
ガラス・陶磁器くず	—	—
繊維くず	—	—
建設混合廃棄物	可能な限り分別した。	可能な限り分別する。

＜産業廃棄物の分別に関する事項＞

	分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	今後実施する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組
木くず	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにした。	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにする。
がれき類	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにした。	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにする。
がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	フレコン等に集積し、他と混合しないようにした。	フレコン等に集積し、他と混合しないようにする。
廃プラスチック類	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにした。 塩ビ管類を手選別し、分別した。	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにする。 塩ビ管類を手選別し、分別する。
ガラス・陶磁器くず	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにした。	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにする。
繊維くず	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにした。	分別解体を徹底し混合廃棄物にならないようにする。
建設混合廃棄物	分離できない廃棄物のみを集積した。	分離できない廃棄物のみを集積する。

＜自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
木くず	木材を破碎しマルチング材として現地利用した。	木材を破碎しマルチング材として現地利用する。
がれき類	コンクリート塊・アスコン塊を破碎し再生碎石として現地利用した。	コンクリート塊・アスコン塊を破碎し再生碎石として現地利用する。
がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	—	—
廃プラスチック類	—	—
ガラス・陶磁器 モルタルくず	モルタルくずを破碎し再生碎石として利用した。	モルタルくずを破碎し再生碎石として利用する。
繊維くず	—	—
建設混合廃棄物	—	—

別紙 4

＜自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
木くず	木材を破碎し木質チップとして売却した。	木材を破碎し木質チップとして売却する。
がれき類	—	—
がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	—	—
廃プラスチック類	—	—
ガラス・陶磁器くず	—	—
繊維くず	—	—

＜自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
木くず	—	—
がれき類	—	—
がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	—	—
廃プラスチック類	—	—
ガラス・陶磁器くず	—	—
繊維くず	—	—

＜産業廃棄物の処理の委託に関する事項＞

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
木くず	木質チップとして販売できる処理業者に委託した。	木質チップとして販売できる処理業者に委託する。
がれき類	再生砕石や埋戻し材として販売できる処理業者に委託した。	再生砕石や埋戻し材として販売できる処理業者に委託する。
がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	法を順守し埋立処分できる処理業者に委託した。	法を順守し埋立処分できる処理業者に委託する。
廃プラスチック類	破碎・焼却・熱回収(認定外)と一貫して処理できる企業に委託した。	破碎・焼却・熱回収(認定外)と一貫して処理できる企業に委託する。
ガラス・陶磁器くず	破碎処理をし減量化できる処理業者に委託した。	破碎処理をし減量化できる処理業者に委託する。
ガラス・陶磁器くず (廃瓦類)	化粧砕石として販売できる処理業者に委託した。	化粧砕石として販売できる処理業者に委託する。
ガラス・陶磁器くず (廃石膏ボード)	埋戻し材として販売できる処理業者に委託した。	埋戻し材として販売できる処理業者に委託する。
繊維くず	破碎・焼却・熱回収(認定外)と一貫して処理できる企業に委託した。	破碎・焼却・熱回収(認定外)と一貫して処理できる企業に委託する。
建設混合廃棄物	法を順守し再生・埋立処分できる処理業者に委託した。	法を順守し再生・埋立処分できる処理業者に委託する。